

軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書

軽油引取税の課税免除措置については、令和3年3月末で廃止される状況にあります。

軽油引取税課税免除の特例措置は、道路特定財源から一般財源に変わった後も農業用機械や船舶、倉庫や港湾などで使うフォークリフトなど、道路を使用しない機械燃料用の軽油について免税措置されてきました。

これまで、この措置により、索道事業者がスキー場整備のために使用するグレンデ整備車、降雪機等に使う軽油も免税対象となっており、この措置が廃止された場合、スキー・スノーボード等の冬季観光産業の負担増に直結することから、スキー場運営の困難化と、更には宿泊業、飲食業等の多くの関連事業者や農業者等の経営が悪化するとともに、地域の経済全体にも深刻な影響を与えることが危惧されます。

以上のことから、国においては、スキー場をはじめとした観光産業や農林水産等の広範な産業への影響に鑑み、下記事項について実現されるよう強く要請します。

記

- 1 軽油引取税の課税免除措置を令和3年4月以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月13日

長野県上伊那郡南箕輪村議会
議長 丸 山 豊

(宛先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、
総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣